



# 46年度 施政方針の概要



議場で施政方針を述べる西田町長

第一回町議会に於いて西田町長は、昭和四十六年度の施政方針をおこないました。その概要は、つぎのとおりです。

## 総論

町政にたいする根本理念は従来と変わりなく、三本の柱、つまり産業開発、公共事業、教育振興の推進を軸として長浜町住民福祉の実現を約束します。

## 各論

**① 産業振興について**  
農業・漁業  
大工業ができて農林水産業、商業など現在の地場産業を消滅、滅亡させるわけにはいきません。

## 観光

今後の臨海工業の進展にともなう、特別の整備を考へなければならぬ。現在の観光資源の保護と環境を保持することに意をそそぎ、観

## 学校教育

大和小学校、櫛生小学校、喜多灘小学校の一部が現在

老朽校舎になっております。町のいこの場をつくることから出発したいと考えます。

**② 公共事業の推進について**  
これは臨海工業開発とは切っても切り離せない密接な要素でもあります。  
**県道・町村道など地方道の改良整備**  
これについては、五か年計画ですべて舗装を完了するよう最大の努力をいたします。  
**長浜大橋のかけかえ事業**  
これについては、すでに計画を完了し、四十六年度から実施することになっております。  
**工業団地への引き込み道路の建設を予定**  
大橋のかけかえ事業に続いては、工業団地への引き込み道路の建設を予定しております。

## 道路計画について

交通体系、都市計画のよあしは、地域の発展に大きく影響する基本的問題です。四十六年度中には、それぞれ専門家に委嘱し、百年の大計として悔いのないものをつくりあげ、これにそって事業の推進をはかる予定です。

## 工業用水道事業について

これは、独立採算性の地方公営企業として運営するもので、財政は当初相当の困難があると思っております。国や県の指導、企業との緊密な連携で万全を期する考えです。あわせて一般水道にも経営上の問題があるため、水道行政の充実をはかるため、公営事業課と兼務的な内容にあったものを水道課一本に独立して業務を専念させることにしております。

## ③ 教育振興について

大和小学校、櫛生小学校、喜多灘小学校の一部が現在

## 公害対策

公害対策については、われわれがやることのできる限り、町がどうしてもやらなければならない問題を最

## ④ 社会福祉、民生安

このことについては、地域格差、環境格差をなくすることが根本の問題だと考え

## 地方改善事業

出海地区に三十数戸の住宅を建設するほか、道路、下水道の整備、その他の建設事業を大幅に計画してい

## このほか

児童手当制度の創設、国保における育児手当の支給低所得者に対する国保料の減免額を引き上げ、特

大限に取りあげてゆくため、四十六年度から順次改築した四校の建設は、水学校プールは、最も不便なところから始め、順次全校につくっていくと考えています。

## 社会教育

これまで全町一館で支館分館制度をとってきた公民館の制度を、四十六年度から支館や社会教育法の基本方針どおり、小学校区別に一館ずつ独立の公民館とし、長浜公民館を中央公民館として、その機能を十分に發揮できるようにしたいと考えています。あわせて、現在自治省が提唱しているコミュニティ(地域社会)の向上に、みなさまのご援助をお願いいたします。

## 公害対策

公害対策については、われわれがやることのできる限り、町がどうしてもやらなければならない問題を最

## ④ 社会福祉、民生安

このことについては、地域格差、環境格差をなくすることが根本の問題だと考え

## 地方改善事業

出海地区に三十数戸の住宅を建設するほか、道路、下水道の整備、その他の建設事業を大幅に計画してい

## このほか

児童手当制度の創設、国保における育児手当の支給低所得者に対する国保料の減免額を引き上げ、特

## 公害対策

公害対策については、われわれがやることのできる限り、町がどうしてもやらなければならない問題を最

## ④ 社会福祉、民生安

このことについては、地域格差、環境格差をなくすることが根本の問題だと考え

を適確に読みとれるデータの集積を行なっておきたいと考えています。  
また、公害については単に大型企業だけについてではなく、地場産業にも厳しい規制の方針をもち、あわせて、ごみ処理、し尿処理、火葬場管理など環境衛生にかんする施設、清掃、消毒、河川の美化など、あらゆる環境保全にかんする施策を集中強化させ、豊かで明るく住みよい町づくりを実現させたいと考えています。しかし、このためには住民の方ひとりの協力が必要で、よくして達成できませんので、よろしく願ひ申し上げます。  
すべてに計画性を  
また、これら地方行政の推進にあたっては、すべからず計画性(明確な目標目的)を立て、実現のために時間を適切に組みあわせること、を尊重し取り入れてゆきたいと思ひます。長浜町建設の基本的な、この計画性をも

## おわりに

産業の振興がなければ、豊かな暮らしはなく、健康でなければ明るくいきいきと暮らすことができません。また、公共施設の充実と美しい環境がなければ、住みよい町とはなりません。因果関係をしっかりと胸に、四十六年度の中心の重点を「明るく住みよい町づくり」に置き、第三期町の初年度のスタートを切る覚悟でございます。

## 上下、水道のこと

【質問】下水道による公害が出ている。たとえば、最も厄介な状態は海のアオサも生えぬ状態が出ている。今後の下水道には終末処理場をつくるべきだと思ひますが、その考えはどうか。

【答弁】おっしゃるとおりだと思ひます。臨海工業開発が進むにつれて人口増加が考えられ、根本的に市街化計画を検討する時期がきているので、今後、下水道問題については専門家と検討し合つて充実した整備計画を立ててゆきたい。

## 港湾のこと

【質問】現在の長浜港は中途半端で遺憾だらけだ。今後の出入りが非常に困難な状態であるので港湾の改修をされた。また、改修の際には地元漁民の意見を生かされた。

【答弁】私も遺憾だ。対策としては、抜本的な大規模な港湾計画を立ててゆくことが必要だと思ひますが、その際専門家と技術に地元の方の経験をプラスして総合的な計画を立てることが必要だと考える。未確定だが四十六年度の具の補正予算の中でこの計画費がある程度計上されるのではなからうかと考えています。いよいよやってくるので、町民にたいしては、いせつであり、その気運をつくってゆくことがたいせつだと思ひますが、それが少し欠けていると思ひます。このことについてどう考えているか。

## 老人福祉のこと

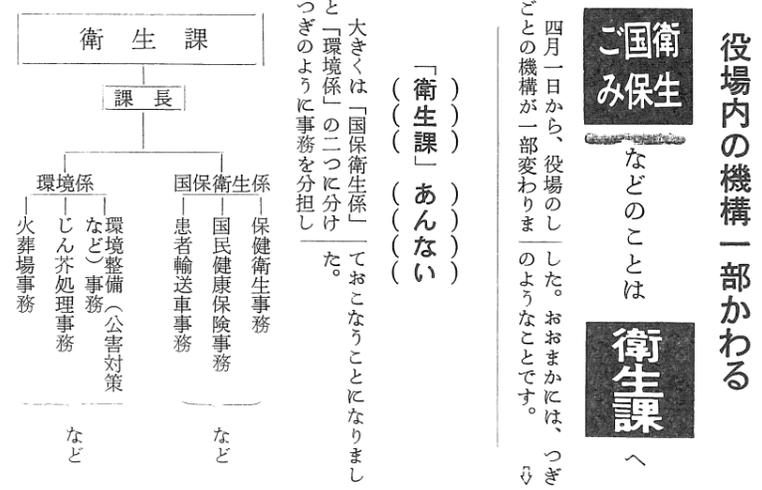
【質問】七十才以上の方の医療費を、十割公費負担にする考えはないか。

【答弁】七十五才に引き下げの考えはないか。

## フェリーののこと

【質問】長浜、上関フェリーは全休航になったが、再開の見込みは？コースの再検討は？

【答弁】道路事情や開発の遅れが原因でこのような状態になり責任を感じている。今後継続してゆく方針だが、とちやえず一年間は船(チャーター船)にすることになり、この間にじっくり検討し、比較的内容など、内容は全く変わらぬので、そのまま適用することになる。



## 役場内の機構一部かわる

四月一日から、役場のしした。おおまかには、つぎごとの機構が一部変わります。のようになっています。

## 「衛生課」あんなに

大きくは「国保衛生係」でこなすことになり、つぎの「環境係」の二つに分けた。

## 新しく「衛生課」が

できました。この衛生課にはこれまでなかった公害対策事務も含まれています。公営事業課が廃止され、衛生課に移されました。

これまで住民課で扱っていた保健衛生事務、国民健康保険事務、患者輸送事務などが、新しくできた衛生課に移されました。

これまで公営事業課で扱っていた、じん芥処理事務(ごみ処理など)や火葬場事務も新しくできた衛生課に移されました。

臨海工業開発にもない水道課に新しく工業用水道係が設けられました。

産業課の振興係を、第一係と第二係に分け、つぎのよう業務を分担してしごとをすることになりました。

振興第一係——農林業事務、林業構造改善事務、振興第二係——水産業事務、商工観光事務、国営パイロット事業事務

## 演劇大会で

30万6千500円

日赤奉仕団の活動資金募集を目的として、三月十四日に体育館で開催した演劇大会は、みなさんから予想以上の好評をいただき、おかげさまで三十九万六千五百円の純益がありました。

この収益は、全額、日赤奉仕団の活動資金に活用し、今後の自主的運営の強化と活動の活性化、明るく住みよい町づくりに努めたいと思ひます。

## 観光

今後の臨海工業の進展にともなう、特別の整備を考へなければならぬ。現在の観光資源の保護と環境を保持することに意をそそぎ、観

## 学校教育

大和小学校、櫛生小学校、喜多灘小学校の一部が現在

## 公害対策

公害対策については、われわれがやることのできる限り、町がどうしてもやらなければならない問題を最

## ④ 社会福祉、民生安

このことについては、地域格差、環境格差をなくすることが根本の問題だと考え

## 地方改善事業

出海地区に三十数戸の住宅を建設するほか、道路、下水道の整備、その他の建設事業を大幅に計画してい

## このほか

児童手当制度の創設、国保における育児手当の支給低所得者に対する国保料の減免額を引き上げ、特

## 公害対策

公害対策については、われわれがやることのできる限り、町がどうしてもやらなければならない問題を最

### 区長さんの仕事のあらまし

区長という立場にあやかられて兼務されている仕事		区長という立場でおこなわれている仕事		区別 の仕事 の種類
民間の機関や区内独自の仕事	公的機関からの委嘱や依頼でおこなわれている仕事	なされている仕事		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 区費(一部または全部の区)</li> <li>■ 神社費(一部または全部の区)</li> <li>■ 寺費(一部または全部の区)</li> <li>■ 寄付金(一部または全部の区)</li> <li>■ 電気料(一部の区)</li> <li>■ その他 などの徴収と納入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共同募金の徴収と納入(全区、毎年十月から十二月にかけて)</li> <li>■ 愛媛県共同募金会からの依頼</li> <li>■ 社会福祉協議会賛助会費の徴収と納入(全区、毎年八月から九月にかけて)</li> <li>■ 長浜町社会福祉協議会からの依頼</li> <li>■ 日本赤十字社各支店の徴収と納入(全区、毎年五月から六月にかけて)</li> <li>■ 日本赤十字社の依頼</li> <li>■ 社会福祉協議会からの依頼</li> <li>■ 共同募金事業への協力の普及促進(全区、年間をとおして)</li> <li>■ 愛媛県共同募金会からの依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町民税</li> <li>■ 固定資産税</li> <li>■ 軽自動車税</li> <li>■ 有線放送電話使用料</li> <li>■ 水道使用料</li> <li>■ ごみ収集手数料</li> <li>■ 国民年金の掛金</li> <li>■ 農業共済の掛金</li> <li>■ NHKテレビ、ラジオ聴視料の徴収と納入(全区、NHKからの依頼)</li> <li>■ 交通安全協力費の徴収と納入(一部の区、交通安全となり組長として)</li> <li>■ 日本赤十字社各支店の徴収と納入(全区、毎年五月から六月にかけて)</li> <li>■ 日本赤十字社の依頼</li> <li>■ 社会福祉協議会からの依頼</li> <li>■ 共同募金事業への協力の普及促進(全区、年間をとおして)</li> <li>■ 愛媛県共同募金会からの依頼</li> </ul>		徴収金の徴収と納入
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 神社のこと(一部または全部の区、氏子総代として)</li> <li>■ 寺のこと(一部または全部の区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通安全の思想の普及促進(全区、交通安全となり組長として)</li> <li>■ 日本赤十字社各支店の協力の普及促進(全区、年間をとおして)</li> <li>■ 社会福祉協議会からの依頼</li> <li>■ 共同募金事業への協力の普及促進(全区、年間をとおして)</li> <li>■ 愛媛県共同募金会からの依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 回覧文書</li> <li>■ 個人通知書</li> <li>■ 国民年金加入の普及促進、加入脱退などの手続(全区)</li> <li>■ 交通安全の普及促進(全区)</li> </ul>		広報・通知の伝達
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道づくり</li> <li>■ おこもり</li> <li>■ 運動会</li> <li>■ 区内の旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 区内の住民の町政にたいする意見や声の上申連絡(全区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 区民の生活の向上</li> <li>■ 区内の住民の代表およびお世話役</li> </ul>		その他
区内の住民の代表およびお世話役		区内の住民のお世話役		任務

## ご存知ですか? 区長さんの仕事

区長さんの仕事についてあらましをまとめて見ました。任期満了にともなう四月からは新しい区長さんも決まり、四十六年度のスタートの時でもありますのでご活用ください。

「区長」とは、純粋には「町がたのんだ仕事をやっていたらいい」という意味です。この意味で、区長さんの身分は「特別職公務員」となるのです。

しかし、実際に区長さんを見てみますと、決して町がおねがいをしたと(区長としての仕事)だけではおさまっていないのが実情です。つまり「区長の仕事」以外に、区長という立場にあやかられて民間あるいは区独自の仕事を兼務しているということがあります。

こんな状態がいつの間にか定まってしまう、いまでは「区長の仕事」は「地区独自の仕事」に区長の仕事、というのが常識のようになっていっています。

「区長の仕事(町がおねがいをした仕事)」は「区長としてのお仕事」ではなく、区長という立場にあやかられて兼務されている「区長の仕事」のおもだ

ったものも上げて左の表のようにいろいろたくさんあるようです。

このことを見れば、区長さんだけに何もかも背負わさないと、お互いの住民が助け合って、仕事を分担し合う心がけがたいせつだといえましょう。

### 区長を決める方法

区の住民のみならずが推せんした方を町長が委嘱することになっていいます。

区の住民の方が区長さんを選ばない方法は、指名推せんというものが投票であるが自由ですが、票は区の住民の多数決による推せん意志の決定が必要で推せんできないことになってい

す。なお、推せん通知書は、前任の区長さんから出していただくことになっていま

## 今回は 46 区



今月は、長浜水族館の近辺になります。四十六区をたずね、区長さんの話をもとにまとめてみました。なお、

## 記録と整理は日課

### 金にはとくに要注意

「区長」とは、純粋には「町がたのんだ仕事をやっていたらいい」という意味です。この意味で、区長さんの身分は「特別職公務員」となるのです。

しかし、実際に区長さんを見てみますと、決して町がおねがいをしたと(区長としての仕事)だけではおさまっていないのが実情です。つまり「区長の仕事」以外に、区長という立場にあやかられて民間あるいは区独自の仕事を兼務しているということがあります。

こんな状態がいつの間にか定まってしまう、いまでは「区長の仕事」は「地区独自の仕事」に区長の仕事、というのが常識のようになってい

#### ① 世帯配置図

→印は 回覧板の回覧順を示す。

○は区長  
⑤印は班長  
③印は防犯村  
②印は消防用水

#### ① 住民簿

町の住民登録簿をコピーしたものです。

#### ② 記録と整理に……

区長(全体)会などでの記録をとる。

#### ③ 集金カバン

わずかな金額でもお金のとりあつかいには必ずカバンや袋を使う。

#### ④ その他

区長保管簿一覧表  
たいせつな関係書類を失記入もれをしないよう。

#### ④ 領収証

領収証は捨てずに必ず控えておく。  
金銭出納帳と預金通帳と領収証はいつも一致するように。

#### ⑤ 受付印

受付印は空印のふたを利用し、色分けもすると便利。

#### ⑥ 回覧板

大小三つくらいあると追うちん回覧文書がぎざぎざに合います。

「区長」とは、純粋には「町がたのんだ仕事をやっていたらいい」という意味です。この意味で、区長さんの身分は「特別職公務員」となるのです。

しかし、実際に区長さんを見てみますと、決して町がおねがいをしたと(区長としての仕事)だけではおさまっていないのが実情です。つまり「区長の仕事」以外に、区長という立場にあやかられて民間あるいは区独自の仕事を兼務しているということがあります。

こんな状態がいつの間にか定まってしまう、いまでは「区長の仕事」は「地区独自の仕事」に区長の仕事、というのが常識のようになってい

「区長」とは、純粋には「町がたのんだ仕事をやっていたらいい」という意味です。この意味で、区長さんの身分は「特別職公務員」となるのです。

しかし、実際に区長さんを見てみますと、決して町がおねがいをしたと(区長としての仕事)だけではおさまっていないのが実情です。つまり「区長の仕事」以外に、区長という立場にあやかられて民間あるいは区独自の仕事を兼務しているということがあります。

こんな状態がいつの間にか定まってしまう、いまでは「区長の仕事」は「地区独自の仕事」に区長の仕事、というのが常識のようになってい

「区長」とは、純粋には「町がたのんだ仕事をやっていたらいい」という意味です。この意味で、区長さんの身分は「特別職公務員」となるのです。

しかし、実際に区長さんを見てみますと、決して町がおねがいをしたと(区長としての仕事)だけではおさまっていないのが実情です。つまり「区長の仕事」以外に、区長という立場にあやかられて民間あるいは区独自の仕事を兼務しているということがあります。

こんな状態がいつの間にか定まってしまう、いまでは「区長の仕事」は「地区独自の仕事」に区長の仕事、というのが常識のようになってい

「区長」とは、純粋には「町がたのんだ仕事をやっていたらいい」という意味です。この意味で、区長さんの身分は「特別職公務員」となるのです。

しかし、実際に区長さんを見てみますと、決して町がおねがいをしたと(区長としての仕事)だけではおさまっていないのが実情です。つまり「区長の仕事」以外に、区長という立場にあやかられて民間あるいは区独自の仕事を兼務しているということがあります。

こんな状態がいつの間にか定まってしまう、いまでは「区長の仕事」は「地区独自の仕事」に区長の仕事、というのが常識のようになってい

日ごろ、地区住民のためご苦労されている各区長さんの任期は二年。ことしの三月は、その任期切れにあたり、新区長さんの選出がおこなわれま

した。

町内の区長さんは、全部で百五十一人。再選された方もあれば、始めてこの職につかれた方もおありと見えます。

そこで、本号から「わたしたちの区」と題して、各区の運営のしかたの特徴を紹介し、「すばらしい区づくり」への参考にさせていただくことにしました。自分たちの区に取り入れられることがありましたら、お互いに利用し合っていた

だきたいものです。

よいことをマネても、決してマイナスにはなりませんから……。

「区長」とは、純粋には「町がたのんだ仕事をやっていたらいい」という意味です。この意味で、区長さんの身分は「特別職公務員」となるのです。

しかし、実際に区長さんを見てみますと、決して町がおねがいをしたと(区長としての仕事)だけではおさまっていないのが実情です。つまり「区長の仕事」以外に、区長という立場にあやかられて民間あるいは区独自の仕事を兼務しているということがあります。

こんな状態がいつの間にか定まってしまう、いまでは「区長の仕事」は「地区独自の仕事」に区長の仕事、というのが常識のようになってい

